

Rule B - 最新情報

SCI 対 Jaldhi 事件に関する米連邦控訴裁判所判決の影響

- － Rule B に基づく差し押さえの自動無効化(automatic vacation)

米連邦第二巡回控訴裁判所は 2009 年 10 月 16 日金曜日 **Shipping Corporation of India** 対 **Jaldhi** 事件の判決において、ニューヨーク州の仲介銀行により処理される電子資金決済(electric fund transfers - EFT's)は、今後 Rule B に基づく差し押さえの影響を受けないと判示した。 ニューヨーク州南部連邦地方裁判所の判事らは、この判決に従い、これまでの Rule B に基づく差し押さえを利害関係者からの申し立て無しに無効とした。これまでの経緯および取り得る措置については以下のとおり。

2002 年の “**Winter Storm**” 事件において、同事件の被告がニューヨーク州経由して US ドルを送金した者、あるいはその受取人である場合、それら資金は被告の所有するものと見做され、被告がニューヨーク州に存在しない限り、被告に対する海事債権を確保するため、同送金を差し押さえる事が可能と判示された。 この判決以降、Rule B に基づく資金の差し押さえは、債権確保のため、世界中からの US ドルの送金を差し押さえる上で非常に効果的なものとして使用されることとなった。

しかし、過去数年の間ニューヨーク州南部連邦地方裁判所は膨大な Rule B に基づく差し押さえの申し立てに頭を悩まされ続けてきた。 これら申し立ては多くの場合、投機的であり、明らかに同連邦地裁に管轄権の無い争議に関わるものであったからである。また、差し押さえの申し立て増加により同連邦地裁に過大な負担がかかったといった問題の他に、Rule B に基づく差し押さえは国際貿易における US ドルの地位を下げることに繋がるといった懸念もあった。

つい最近まで支持されていた “**Winter Storm**” 事件判決を覆すこととなったこの判決だが、これに従い米国連邦地方裁判所では Rule B に基づく差し押さえに関し、判事がより慎重に取りくむといった影響が見られる。

この金曜日の判決により同連邦地裁の判事には既に遡及的效果を持つ決定を行い、既存の Rule B に基づく差し押さえを自動無効(automatic vacation)としている。この automatic vacation について、通常、上訴や再審理申し立ての為 10 日間の猶予が敗訴した側に与えられる事を考慮すると、この対応は時期尚早かもしれない。次週より多く

の申し立てがあることが予想される。

本判決により、これまで **Rule B** に基づいて差し押さえられた資金が銀行保証や第三者預託(escrow agreements)などの保証に差し替えられる場合も出てくる。過去に遡ってこれらの保証に対し異議を唱えることは可能か、またいつまで遡ることが出来るのかなど、未だ明白ではないが、少なくとも南部地区の判事の一人はこの判決に従い、**Court Registry** に入金された資金などもまた返戻されるべきとしている。資金が、契約上合意した銀行保証や第三者預託(escrow agreements)などの保証と差し替えられたものである場合は基本的には法的権限の管轄外であるが、根本となっている契約で **Rule B** に基づく差し押さえを参照している事を考慮すると、過去に遡り異議を唱える余地が残されているのかもしれない。ニューヨーク州 **Gene O'Conner** 弁護士はこの判決の影響について関係者に多くの助言をしているが、差し押さえられた電子資金決済(EFT's)に対する第三者預託(escrow agreements)は、ニューヨークの **Escrow Agent** に再び確保されることを避けるべく、可能な限りニューヨークの連邦地裁の管轄外で行われるべきであると提言している。

SCI (Shipping Corporation of India)は再審理若しくは最高裁判所への上告の申し立てを検討中であるが、いずれにせよ判決の一時停止となるであろう。この判決が全ての判事らの同意を得たものと考えれば、申し立て成功の可能性はわずかである。しかし、この判決は単に **Rule B** のボリュームに対する判事らの苛立ちなどを含み、**SCI** がこれに対処する機会も無かったことから、再審理が適切かもしれない。最高裁判所は、ほんの一握りのケースしか取り扱われる事がない為、上告自体可能かどうか現段階では定かではない。

近年ではますます多くの企業が **Rule B** に基づく差し押さえを避けるべくニューヨーク州に企業の登録をしてきたが、これが本来の事業での利益を含まない限り、もはや企業の利益に繋がるか疑問であり、またニューヨーク州に存在することで企業に対する訴訟が可能となり、結果として不利益へも繋がる事が考えられる。

では、**Rule B** により今でもなお可能な事は何か。

ここ数日間の騒動は **Rule B** を保証手段として適用出来ないということではなく、電子資金決済(EFT's)の差し押さえに対してのみ影響しているものである。 **Rule B** に基づく差し押さえは裁判管轄内に企業が存在しないものの、銀行口座や不動産などの資産を所有している場合適応可能である。連邦海事法上の救済手段として、これは米国の全域に及ぶとされる。傭船者に対し定期傭船された船舶積載の燃料油を差し押さえる際(こ

こ最近 Gulf や California 諸港で特に増えている) や、積荷を差し押さえる際などは今後も Rule B が適用可能である。

この判決は、米国若しくはその他の裁判管轄に関わらず、船舶、燃料油、積荷などの差し押さえや保証状、自発的な第三者預託(escrow agreements)など保証の形態に影響しない。 Rule B に基づく電子資金決済(EFT's)の差し押さえは、ここ数年債権者にとって、抵抗する債務者から最も簡単・低コストで効果的に保証を取り付ける手段のひとつとして使用されてきたが、今後はそうはいかないだろう。その結果、再び南アフリカ、フランス、オランダなど従来の arrest jurisdiction が債権者から注目を浴びることが予想される。